

別表(第十条、第十四条関係)

一 センターを利用する場合

イ 体育館を利用する場合

(1) 貸し切って利用する場合

利用の区分	一時間		午前	午後	一日	夜
	午前九時から 午後六時まで の間	午後六時から 午後九時まで の間	午前九時～ 正午	正午～午後 六時	午前九時～午 後六時	午後六時～ 午後九時
一般及び 大学生	九一〇円	一、一〇〇円	二、五三〇円	五、〇六〇円	六、六〇〇円	三、一九〇円
高校生以下	四五〇円	五五〇円	一、二一〇円	二、五三〇円	三、三〇〇円	一、五四〇円

備考

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、一日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。
- 2 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 体育館の総面積の二分の一未満の面積を利用する場合にあっては、それぞれの額の二分の一に相当する額とする。
- 4 冷暖房を使用する場合にあっては、それぞれの額に一時間当たり一、一三〇円を加算する。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

利用の区分	単位	金額
一般及び大学生	一人半日	二八〇円
高校生	一人半日	一四〇円
中学生以下	一人半日	六〇円

備考

- 1 半日とは、午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後九時までをいう。
- 2 冷暖房を利用する場合にあっては、それぞれの額に一時間当たり一、一三〇円を加算する。

ロ 多目的室を利用する場合

単位	金額
一時間	四一〇円

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
椅子	一脚一回	六〇円
バドミントン用器具	一コート一式半日	一三〇円
バレーボール用器具	一コート一式半日	三四〇円
卓球用器具	一台一式半日	一三〇円
バスケットボール用器具	一コート一式半日	三四〇円
シャワー	一人一回	一三〇円

備考 半日とは、午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後九時までをいう。